

学校法人東京理科大学知的財産ポリシー

I. はじめに

今日の社会においては、産業界並びに公的機関等との連携により教育・研究成果を知的財産として活用し、社会の発展に貢献することが大学に求められている。

本学は、優れた教育・研究成果にかかる知的財産を有効に管理・活用し、産学官連携活動を通じて、社会に貢献するとともに、その成果を本学に還元させ、教育・研究の活性化を図ることで、新たな知的財産を創出する「知的創造サイクル」を実現させる。

本学は、学校法人東京理科大学産学官連携ポリシーに基づき、本学における知的財産等の定義、知的財産の取り扱い方針及び知的財産の戦略的活用方針を明らかにした「学校法人東京理科大学知的財産ポリシー」を学内外に示すものである。

II. 用語の定義

本ポリシーで用いる用語及び発明等の範囲の定義について、次のように定める。

- 【法人】 学校法人東京理科大学
- 【本学】 東京理科大学
- 【理事長】 学校法人東京理科大学理事長
- 【学長】 東京理科大学の学長
- 【教職員等】 ①学校法人東京理科大学寄附行為第6条に規定する役員
②学校法人東京理科大学業務規程第2条に規定する学長
③学校法人東京理科大学業務規程第3条第1項及び第2項に規定する職員
- 【教員】 学校法人東京理科大学業務規程第3条第1項及び第2項に規定する教育職員
- 【職員】 学校法人東京理科大学業務規程第3条第1項及び第2項に規定する教育職員以外の職員
- 【学生】 本学に在籍する学生
- 【外部研究者等】 受託研究員、共同研究員等の本学以外の機関から受け入れた研究者等
- 【職務発明等規程】 学校法人東京理科大学職務発明等規程
- 【発明等】 ①特許権の対象となる発明
②実用新案権の対象となる考案
③意匠権の対象となる創作
④種苗法に規定する育成者権の対象となる品種
⑤諸外国における①～④の各対象に相当する発明等
- 【職務発明等】 大学等の業務範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が大学における当該教職員等の現在又は過去の職務に属する発明等
- 【発明者等】 ①発明等を行った教職員等

②法人と発明等の取り扱いに関する契約締結を行った外部研究者等

③法人と発明等の取り扱いに関する契約締結を行った学生

【知的財産】 本学の業務における知的活動から生ずる価値のある財産

【知的財産権】 ①特許法に規定する特許権

②実用新案法に規定する実用新案権

③意匠法に規定する意匠権

④商標法に規定する商標権

⑤著作権法に規定する著作権

⑥半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権

⑦種苗法に規定する育成者権

⑧諸外国における①～⑦の各権利に相当する権利

【ノウハウ】 秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値が高く、特許権・実用新案権・意匠権・著作権・回路配置利用権・育成者権等の対象とならない技術情報

【特許を受ける権利等】

①特許法に規定する特許を受ける権利

②実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利

③意匠法に規定する意匠登録を受ける権利

④種苗法に規定する品種登録を受ける地位

⑤諸外国における①～④の各権利に相当する権利

Ⅲ. 適用対象者

本ポリシーの適用対象者は、教職員等、学生及び外部研究者等とする。

Ⅳ. 研究成果等に関する取り扱いと権利の帰属・承継

1. 発明等の帰属に関する考え方

職務発明等は、原則として、法人に帰属する。発明者等が学生である場合においては、発明等を法人に帰属させることができる。発明者等が外部研究者等である場合においては、発明等を法人及び外部研究者等が所属する機関等の双方に帰属させることができる。

著作権法に基づく著作権については、教職員等が職務著作に該当するデータベース及びプログラムに係る著作物を創作し、職務著作と認められた場合は、法人に帰属する。

半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権については、教職員等が職務創作に該当する半導体集積回路の回路配置を創作し、職務創作と認められた場合は、法人に帰属する。

また、ノウハウの取り扱いについては、別に定める。

2. 発明等の届出

発明者等が、職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは、発明者等の所属する大学の学長に届け出ることとし、大学の学長は届出があった場合、東京理科大学産学連携機構長を経由し、理事長へ報告する。

なお、著作権及び回路配置利用権については、教職員等が職務著作に該当するデータベース及びプログラムに係る著作物又は職務創作に該当する回路配置を創作した場合は、発明等を行った場合と同様とする。

3. 帰属の判定

理事長は、発明者等から届出のあった発明等が職務発明等に該当するかの判定について、東京理科大学産学連携機構に諮問する。併せて、理事長は、当該発明等が職務発明等である場合における特許を受ける権利等について、法人への承継要否の判定を東京理科大学産学連携機構に諮問する。理事長は、東京理科大学産学連携機構からの答申に基づき、発明等の承継を決定する。

なお、教職員等から届出のあったデータベース及びプログラムに係る著作物又は回路配置の帰属については、職務発明等の場合と同様とする。

4. 発明等の評価と承継手続

①発明等の評価

届出のあった発明等の評価は、特許性及び事業性等を主眼とし、東京理科大学産学連携機構長および東京理科大学産学連携機構の専門スタッフ等により行う。

②発明等の承継手続

理事長は、東京理科大学産学連携機構長を経由し、大学の学長を経て、発明者等に対し、発明等にかかる承継の結果を通知する。法人が承継する場合、発明者等は、理事長へ当該発明等にかかる譲渡証書を提出する。

③準用

データベース及びプログラムに係る著作権、並びに回路配置利用権の評価については、発明等と同様に東京理科大学産学連携機構が取り扱うこととし、発明等の承継手続を準用する。

V. 知的財産の管理・活用の推進

1. 研究成果の実用化に向けた施策

法人が承継した発明等について、権利化の手続きを執り行う。

発明等にかかる実施許諾に関する業務は、東京理科大学産学連携機構が行う。発明等に関する一定の情報を開示することにより、広く実施許諾先を求める。なお、民間企業等

のうち、ベンチャー企業や中小企業に対しては、特段の配慮を行うこととし、別に定める。

2. 知的財産の実施に伴う発明者等への報償

法人は、法人が承継した発明等を実施して収入を得たとき、又はそれを法人以外の者に許諾することによって収入を得たときは、発明者等に対し、実施補償金を支払うものとする。

また、2人以上の発明者等の共同発明等による場合における実施補償金の配分については、各発明者等の貢献度に応じ実施補償金を配分するものとする。

なお、実施補償金の配分については、別に定める。

3. 知的財産の管理

① 本学における知的財産の管理責任

本学の知的財産の管理責任は、知的財産管理の最終責任者を理事長とし、東京理科大学産学連携機構長が業務遂行責任を負う。

② 教員等への知的財産の返還

職務発明等に該当しないと認定し、発明者等に通知した場合又は職務発明等であるがその特許を受ける権利等を法人が承継しないと決定した場合は、当該発明者等に返還する。なお、著作権及び回路配置利用権についても、職務発明等と同様とする。

VI. 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

共同研究及び受託研究に伴う研究成果の帰属については、基本的に法人及び共同研究・受託研究に係る契約締結を行った民間企業等と共有とする。この場合、法人としての持分比率が不利とならないよう留意する。

なお、共同研究及び受託研究に関する研究成果の実施は、相手先企業等と協議し、個別に決定する。

VII. 教職員等や学生の守秘義務

教職員等は、就業規則の規定等により守秘義務を規定しているため、職務上行ったと認められ、権利化する知的財産に関する事項についても、守秘義務を有する。

また、外部研究者等については、教員の服務等に準ずることとなっているため、教職員等と同様の取り扱いとする。

学生については、産学官連携活動等を行う際は、必要に応じて、契約書等により機密保持について定める。

VIII. 知的財産の取り扱いに関する異議申立て手続と処理方法

発明者等は、発明等の承継等の取り扱いについて異議がある場合、通知を受けた日から15日以内に限り、理事長に対して書面をもって異議申立てを行うことができる。

理事長は、発明者等から異議申立てがあった場合は、諮問委員会を置く。諮問委員会は、審議の結果を理事長へ答申する。理事長は、異議申立てを行った発明者等に対し、裁定通知書を交付する。

なお、著作権及び回路配置利用権についての異議申立て手続及び処理方法については、別に定める。

IX. リスク管理

知的財産の管理、活用及び産学官連携活動の推進にあたり、法人及び本学は社会的信用の失墜がないよう十分なリスク管理を行う。

X. 本ポリシーの改訂

本ポリシーについては、本学における知的財産の管理・活用の状況等を基に適時検討し、必要に応じて改定を行う。

以上